（土地家屋調査士法施行規則の一部改正）

第二条　土地家屋調査士法施行規則（昭和五十四年法務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第五章　略］ 第六章　懲戒（第三十五条の七―第三十七条） 第七章　［略］ 第八章　日本土地家屋調査士会連合会（第四十三条―第四十三条の三） 第九章　［略］ 附則 （受験手続） **第三条**　試験を受けようとする者は、受験申請書に、申請者の写真（提出の日前三月以内に撮影された五センチメートル平方形の無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）かつ正面上半身の背景のないもの。以下同じ。）及び申請者が法第六条第五項第一号の資格を有する者であるときは、その資格を証する書類を添えて、試験を受けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の長に提出しなければならない。 ［2～4　略］ （試験の内容） **第四条**　試験は、次に掲げる事項で不動産の表示に関する登記につき必要と認められるものについて行う。 ［一・二　略］ 三　筆界（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百二十三条第一号に規定する筆界をいう。第二十九条第一号及び第二号において同じ。）に関する知識	目次 ［第一章～第五章　同上］ 第六章　懲戒（第三十六条・第三十七条） 第七章　［同上］ 第八章　日本土地家屋調査士会連合会（第四十三条） 第九章　［同上］ 附則 （受験手続） **第三条**　試験を受けようとする者は、受験申請書に、申請者の写真（提出の日前三月以内に撮影された五センチメートル平方形の無帽かつ正面上半身の背景のないもの。以下同じ。）及び申請者が法第六条第五項第一号の資格を有する者であるときは、その資格を証する書類を添えて、試験を受けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の長に提出しなければならない。 ［2～4　同上］ （試験の内容） **第四条**　試験は、次に掲げる事項で不動産の表示に関する登記につき必要と認められるものについて行う。 ［一・二　同上］ ［号を加える。］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

付録様式（第７条第１項）

司法書士資格認定申請書			
年　月　日 （地方）法務局長　殿 氏　名　㊞ 私は、司法書士法第４条第２号の規定による法務大臣の認定を受けたいので、同法施行規則第７条第１項及び第２項の規定により申請します。 写真 年　月　日撮影			
（ふりがな） 氏　名		年　月　日生	男 女
本　籍			
住　所	（〒　）		
事　務　所 設置予定地			
事業開始の 予　定　日			

（この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

付録様式（第７条第１項）

司法書士資格認定申請書			
年　月　日 （地方）法務局長　殿 氏　名　㊞ 私は、司法書士法第４条第２号の規定による法務大臣の認定を受けたいので、同法施行規則第７条第１項及び第２項の規定により申請します。 写真 年　月　日撮影			
（ふりがな） 氏　名		年　月　日生	男 女
本　籍			
住　所	（〒　）		
事　務　所 設置予定地			
事業開始の 予　定　日			

（この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。）